

令和 3 年 9 月 21 日

建設業労働災害防止協会熊本県支部長 殿

熊本労働局労働基準部長



〔建設工事計画届
建設物・機械等設置届
建築物解体等作業届〕の事前確認の徹底について（要請）

日頃より、建設工事における安全の確保について、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、熊本労働局においては、平成 30 年 4 月 2 日付熊労基発 0402 第 1 号の 1 「「建設工事計画届」「建設物・機械等設置届」「建築物解体等作業届」の事前確認の徹底について（要請）」により、労働基準監督署長へ届出が必要な「建設工事計画届」「建設物・機械等設置届」「建築物解体等作業届」（以下「計画届」という。）を届け出る際は、効率的な計画届の作成、提出のために「事前チェックリスト」を活用し、店社において届出前のチェックを十分に行っていたいただき、適切な計画届による安全な工事施工計画の策定及び適正な機械（足場等）の設置が行われますようお願いしていたところです。

今般、石綿障害予防規則の改正などを受け、「事前チェックリスト」について見直しを図りましたので、今後は別添の「事前チェックリスト」をご活用いただけますよう、会員事業場等に周知していただきますようお願いいたします。

なお、別添の「事前チェックリスト」につきましては、熊本労働局のホームページにも掲載予定ですので、併せて周知していただきますようお願いいたします。

御多忙のところ恐縮に存じますが、趣旨をご理解いただき、御協力の程よろしく願いいたします。

熊本労働局 健康安全課
担当 安全衛生主任 星川
電話 096-355-3186



足場・架設通路 事前チェックリスト

届出の際には「確認」欄に☑が記入されたものを労働基準監督署に持参してください

安衛則、則：労働安全衛生規則

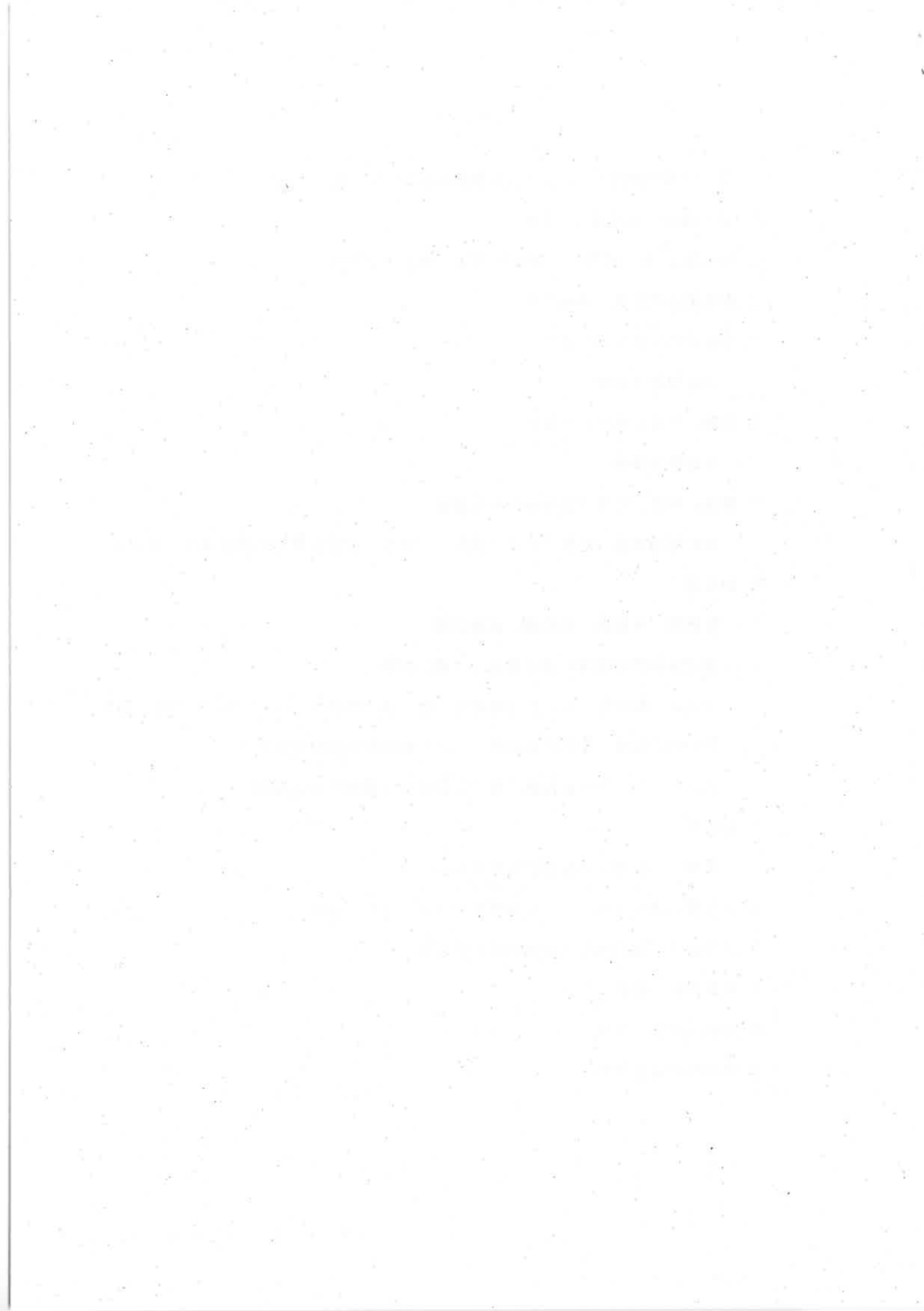
審査項目		確認	
添付書類及びその内容等	設置箇所を示す書面	<input type="checkbox"/>	
	足場の種類及び用途を示す書面	則別表7 <input type="checkbox"/>	
	構造、材質、主要寸法を示す書面 〔足場：組立図、配置図〕 〔架設通路：平面図、側面図、断面図〕	<input type="checkbox"/>	
	設置期間を示す書面 〔設置期間： 年 月 日～ 年 月 日〕	(架設通路) <input type="checkbox"/>	
	強度計算書 特殊な構造の足場、重量物を積載する足場、クレーン等を設置する足場は、その補強方法を示す図面及び強度計算を添付させること 〔足場外周にメッシュシート等を設置する場合：風荷重計算書〕（壁つなぎ負担領域について計算書と組立図に齟齬がないこと） 〔つり足場の場合：つり鎖等の強度等の計算書〕 〔張出し足場の場合：張出し部の取付け方法及び強度計算〕	<input type="checkbox"/>	
	計画の作成参画者の資格を示す書面	則別表9 <input type="checkbox"/>	
	足場の組立て等作業主任者が選任されることを示す書面	<input type="checkbox"/>	
材料等	木材、鋼管・JISA8951、その他（部材明細書等による確認）	則 560 条各号 <input type="checkbox"/>	
構造に関する共通事項	最大積載荷重の定め〔足場の構造及び材質に応じたものであること〕	則 562 条 1 項 <input type="checkbox"/>	
	作業床	作業床の設置〔高さ 2 m 以上の作業箇所〕	則 563 条 1 項 <input type="checkbox"/>
		床材の許容曲げ応力〔則 5 6 3 条 1 項の値を超えていないこと〕	則 563 条 1 項 1 号 <input type="checkbox"/>
		つり足場以外 作業床の構造〔幅 4 0 c m 以上、すき間 3 c m 以下〕 〔床材と建地との隙間 1 2 c m 未満（12 c m 以上の場合、防網等の措置について確認）〕 〔2 以上の支持物に固定〕	則 563 条 1 項 2 号 則 563 条 1 項 5 号 <input type="checkbox"/>
		手すり等の設置〔墜落のおそれのある箇所に、高さ 8 5 c m 以上〕 〔足場用墜落防止設備〕	則 563 条 1 項 3 号 <input type="checkbox"/>
鋼管足場共通事項	脚部の滑動・沈下防止措置〔ベース金具、敷板・敷角の使用、根がらみの取り付け〕	則 570 条 1 項 1 号 <input type="checkbox"/>	
	移動式足場のブレーキ、歯止め、足場の一部の固定等	則 570 条 1 項 2 号 <input type="checkbox"/>	
	接続部・交さ部の措置〔鋼管部材の適合した附属金具を使用すること〕	則 570 条 1 項 3 号 <input type="checkbox"/>	
	筋交いによる補強	則 570 条 1 項 4 号 <input type="checkbox"/>	
	架空電路に接している場合の措置〔電路の移設、絶縁用防護具の装着等〕	則 570 条 1 項 6 号 <input type="checkbox"/>	
わく組足場	壁つなぎの設置〔垂直方向 9 m、水平方向 8 m 以内〕	則 570 条 1 項 5 号 <input type="checkbox"/>	
	水平材の設置〔最上層及び 5 層以内ごと〕	則 571 条 1 項 5 号 <input type="checkbox"/>	
	はりわく、持送りわくの横振れ防止措置〔水平筋かいの設置等〕	則 571 条 1 項 6 号 <input type="checkbox"/>	
	主わくの高さ及び間隔〔高さ 2 m 以下、間隔 1.85 m 以下〕 〔高さ 2 0 m 超又は重量物の積載を伴う場合に限る〕	則 571 条 1 項 7 号 <input type="checkbox"/>	
単管足場	壁つなぎの設置〔垂直方向 5 m、水平方向 5.5 m 以内〕	則 570 条 1 項 5 号 <input type="checkbox"/>	
	建地の間隔〔けた方向 1.8 5 m 以下、はり間方向 1.5 m 以下〕	則 571 条 1 項 1 号 <input type="checkbox"/>	
	地上第一の布の位置〔高さ 2 m 以下〕	則 571 条 1 項 2 号 <input type="checkbox"/>	
	建地の補強〔建地の最高部から 3 1 m より下の部分は建地を 2 本組〕（ただし、建地の下端に作用する設計荷重が当該建地の最大使用荷重（破壊荷重の 1/2 以下）を超えないときはこの限りにあらず）	則 571 条 1 項 3 号 <input type="checkbox"/>	
	建地間の積載荷重〔4 0 0 kg 以下〕	則 571 条 1 項 4 号 <input type="checkbox"/>	

【足場・仮設通路】

落下防止措置	10 cm以上の幅木、メッシュシート・防網、その他同等以上の設備 (作業の性質上幅木等の設置等が困難な場合は、立ち入り禁止区域の設定)	則 563 条 1 項 6 号	<input type="checkbox"/>	
くさび緊結式足場	<ul style="list-style-type: none"> ・本足場とする筋かい ・足場用鋼管及び緊結金具を用いるもの 大筋かい 8 層 8 スパン以下 毎 2 方向 ・くさび式足場用斜材を用いるもの 6 層 6 スパン毎に 交差 2 方向 梁杵 ・開口部 幅 3 スパン以下、高さ 3 層以下 H26.12.1 くさび緊結式足場の組立て及び使用に関する技術指針 仮設工業会	改正労働安全衛生規則 (足場等関係) の施行に関する質疑応答集 (H21.10.2)	<input type="checkbox"/>	
つり足場	つり鎖等の取り付けに係る措置 [足場材、建築物の梁等に確実に取付けること] [安全係数: つりワイヤー・つり鋼線… 1.0 以上 つり鎖・つりフック… 5 以上 つり鋼帯… 2.5 以上 上部・下部支点 鋼材… 2.5 以上 木材… 5 以上]	則 574 条 1 項 5 号 (則 562 条 2 項)	<input type="checkbox"/>	
	作業床の構造等 [幅 40 cm 以上で、かつ、すき間がないこと。又はネット、シートで完全養生していること]	則 574 条 1 項 6 号、 2 項	<input type="checkbox"/>	
	作業床の固定 [床材は転位、脱落しないよう取付けること]	則 574 条 1 項 7 号	<input type="checkbox"/>	
	足場けた、スターラップ、作業床等の措置 [控えを設ける等、動揺・転位を防止すること]	則 574 条 1 項 8 号	<input type="checkbox"/>	
	たな足場のけたの接続部、交差部の措置 [鉄線、継手金具、緊結金具を用いること]	則 574 条 1 項 9 号	<input type="checkbox"/>	
架空設通路	丈夫な構造	則 552 条 1 項 1 号	<input type="checkbox"/>	
	こう配 [30 度以下] (階段を設けたもの、高さ 2 m 未満で丈夫な手掛を設けたものを除く)	則 552 条 1 項 2 号	<input type="checkbox"/>	
	滑り止めの設置 [こう配 15 度以上の場合、踏さん等滑り止めの措置]	則 552 条 1 項 3 号	<input type="checkbox"/>	
	手すり等の設置 [高さ 85 cm 以上の手すり、中さん]	則 552 条 1 項 4 号	<input type="checkbox"/>	
	踊場の設置 [たて坑: 通路の長さ 15 m 以上の場合、10 m 以内ごと] [建設工事: 登り棧橋の高さ 8 m 以上の場合、7 m 以内ごと]	則 552 条 1 項 5 号	<input type="checkbox"/>	
架空電線	電路の電圧	離隔距離	則 570 条 1 項 6 号	<input type="checkbox"/>
	特別高圧 (7,000V をこえる)	2 m、ただし、60,000V 以上は 10,000V 又はその端数を増すごとに 20 cm を増すこと。		
	高圧 (交流 600V ~ 7,000V 以下、直流 750V ~ 7,000V 以下)	1. 2 m		
	低圧 (交流 600V 以下、直流 750V 以下)	1. 0 m		
その他労働災害防止対策のため、確認が必要な項目 1 クレーン、エレベーター、リフト等の設置の有無 (設置の場合は、その補強方法を示す図面や強度計算書など) 2 躯体との間隔、コーナー部の養生 (躯体との隙間が 30 センチメートル以上あるなど、墜落の恐れがある場合は、墜落防止措置の状況) 3 昇降設備の位置及び数 (動線と昇降しやすさを考慮) 4 より安全な措置 (杵組み足場: 上さん等の設置、杵組み足場以外: 幅木の設置、床材と建地の隙間をなくすなど)				

提出書類等

- (1) 届出の提出期限 設備の設置工事着手日 30 日前までに提出
- (2) 届出書類（安衛則 86 条等）
 - ① 様式第 20 号（建設物・機械等 設置・移転・変更届）
 - ② 参画者の経歴書、資格の写し
 - ③ 設置箇所が書かれた書面
 - ・ 付近見取り図等
 - ④ 種類、用途が書かれた書面
 - ・ 足場概要書等
 - ⑤ 構造、材質、主要寸法が書かれた書面
 - ・ 部材等明細書、必要に応じて製品カタログ、仮設工業会の認定番号リスト等
 - ⑥ 組立図
 - ・ 立面図、平面図、断面図、詳細図等
 - ・ 構造物四面の足場に係る構造、寸法、材料
 - ・ 出入口、開口部、コーナー部補強、壁つなぎの割付、シート張り、朝顔、建物との間の墜落・落下防止措置、リフト等の取付部の補強等
 - ・ 出入口、コーナー部補強、壁つなぎ等の主要部分の詳細図
 - ⑦ 配置図
 - ・ 足場・架設通路の配置が分かるもの
 - ⑧ 計算書（張出足場、つり足場チェーン等について提出）
 - ⑨ 工程表（足場の組立・解体の時期を記載）
 - ⑩ 有資格者一覧表
 - ⑪ 労働災害防止対策
 - ⑫ 緊急時の連絡体制



掘削の高さ、深さが10m以上の地山の掘削 事前チェックリスト

届出の際には「確認」欄に☑が記入されたものを労働基準監督署に持参してください

安衛則、則：労働安全衛生規則

審査項目		確認																					
添付書類及びその内容等	仕事を行う場所の周囲・四隣の状況等を示す図面	<input type="checkbox"/>																					
	建築物等の概要を示す図面	<input type="checkbox"/>																					
	工事用の機械・設備・建築物の配置を示す図面	<input type="checkbox"/>																					
	工法の概要を示す書面・図面〔工法： 〕	則 91 条 <input type="checkbox"/>																					
	労働災害防止のための方法・設備の概要を示す書面・図面	<input type="checkbox"/>																					
	工程表	<input type="checkbox"/>																					
	計画の作成参画者の資格を示す書面	則別表 9 <input type="checkbox"/>																					
作業主任者	地山の掘削・土止め支保工作業主任者〔該当：有・無 / 選任：有・無〕	<input type="checkbox"/>																					
事前調査	調査の実施〔方法：ボーリング、地形図、地質図、試掘、踏査、その他〕 調査結果 き裂 有・無 含水 有・無 湧水 有・無 高温ガス及び蒸気 有・無 有毒ガス埋設物 有・無 酸欠空気 有・無 埋設物 有・無〔埋設物管理者への確認 有・無〕	則 355 則 362 則 194 <input type="checkbox"/>																					
	調査結果への対応〔地盤改良、水処理、換気、埋設物・建設物の補強・移設・防護等〕 〔ガス導管の防護作業については、作業指揮者の選任〕	<input type="checkbox"/>																					
	調査結果に基づく作業手順の作成	<input type="checkbox"/>																					
崩壊防止	地山の種類に応じた掘削こう配（手掘り掘削に限る） 〔完成こう配のみならず、掘削作業時のこう配にも留意〕	則 356 則 357 <input type="checkbox"/>																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地山の種類</th> <th>掘削面の高さ</th> <th>掘削面のこう配</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">岩盤又は固い粘土（N 値 8 以上）からなる地山</td> <td>5 m未満</td> <td>90° 以下</td> </tr> <tr> <td>5 m以上</td> <td>75° 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の地山</td> <td>2 m未満</td> <td>90° 以下</td> </tr> <tr> <td>2 m以上 5 m未満</td> <td>75° 以下</td> </tr> <tr> <td>5 m以上</td> <td>60° 以下</td> </tr> <tr> <td>砂からなる地山</td> <td colspan="2">高さ 5 m未満または掘削こう配 35° 以下</td> </tr> <tr> <td>発破等により崩壊しやすい状況となっている地山</td> <td colspan="2">高さ 2 m未満または掘削こう配 45° 以下</td> </tr> </tbody> </table>		地山の種類	掘削面の高さ	掘削面のこう配	岩盤又は固い粘土（N 値 8 以上）からなる地山	5 m未満	90° 以下	5 m以上	75° 以下	その他の地山	2 m未満	90° 以下	2 m以上 5 m未満	75° 以下	5 m以上	60° 以下	砂からなる地山	高さ 5 m未満または掘削こう配 35° 以下		発破等により崩壊しやすい状況となっている地山	高さ 2 m未満または掘削こう配 45° 以下	
	地山の種類		掘削面の高さ	掘削面のこう配																			
	岩盤又は固い粘土（N 値 8 以上）からなる地山		5 m未満	90° 以下																			
			5 m以上	75° 以下																			
	その他の地山		2 m未満	90° 以下																			
		2 m以上 5 m未満	75° 以下																				
		5 m以上	60° 以下																				
	砂からなる地山	高さ 5 m未満または掘削こう配 35° 以下																					
	発破等により崩壊しやすい状況となっている地山	高さ 2 m未満または掘削こう配 45° 以下																					
地山の点検の実施〔作業開始時、大雨・中震以上の地震の後、発破後〕 〔浮石、き裂、含水、湧水、凍結の状況について点検すること（発破後は浮石、亀裂）〕	則 358 <input type="checkbox"/>																						
地山崩壊又は土石落下防止措置〔土止支保工・防護網等の設置、立入禁止措置等〕 〔概要を示す図面・書面の添付、土止め支保工にあっては組立図、計算書添付〕	則 361 <input type="checkbox"/>																						
照度の保持	<input type="checkbox"/>																						
警報の統一（混在作業で土砂の崩壊・出水等が発生するおそれがある場合。）	則 642 <input type="checkbox"/>																						
車両系建設機械	作業計画の作成〔機械の種類・能力、運行経路、作業方法〕〔事前調査に基づいて作成〕	則 155 <input type="checkbox"/>																					
	重機転落等の防止 □路肩の崩壊防止、地盤の不同沈下防止、幅員の確保 □誘導員の配置(合図を定めること)等（路肩・傾斜地等での作業）	則 157 <input type="checkbox"/>																					
	接触の防止 □立入禁止 □誘導員の配置(合図を定めること)等	則 158 <input type="checkbox"/>																					
	用途外使用の禁止〔移動式クレーン仕様機械の場合、 <u>有資格者の配置</u> に留意〕	則 164 <input type="checkbox"/>																					
	地下埋設物の損壊のおそれがある場合の車両系建設機械使用禁止	則 363 <input type="checkbox"/>																					
	転倒時保護構造〔転倒時保護構造、シートベルト〕	<input type="checkbox"/>																					

【地山掘削】

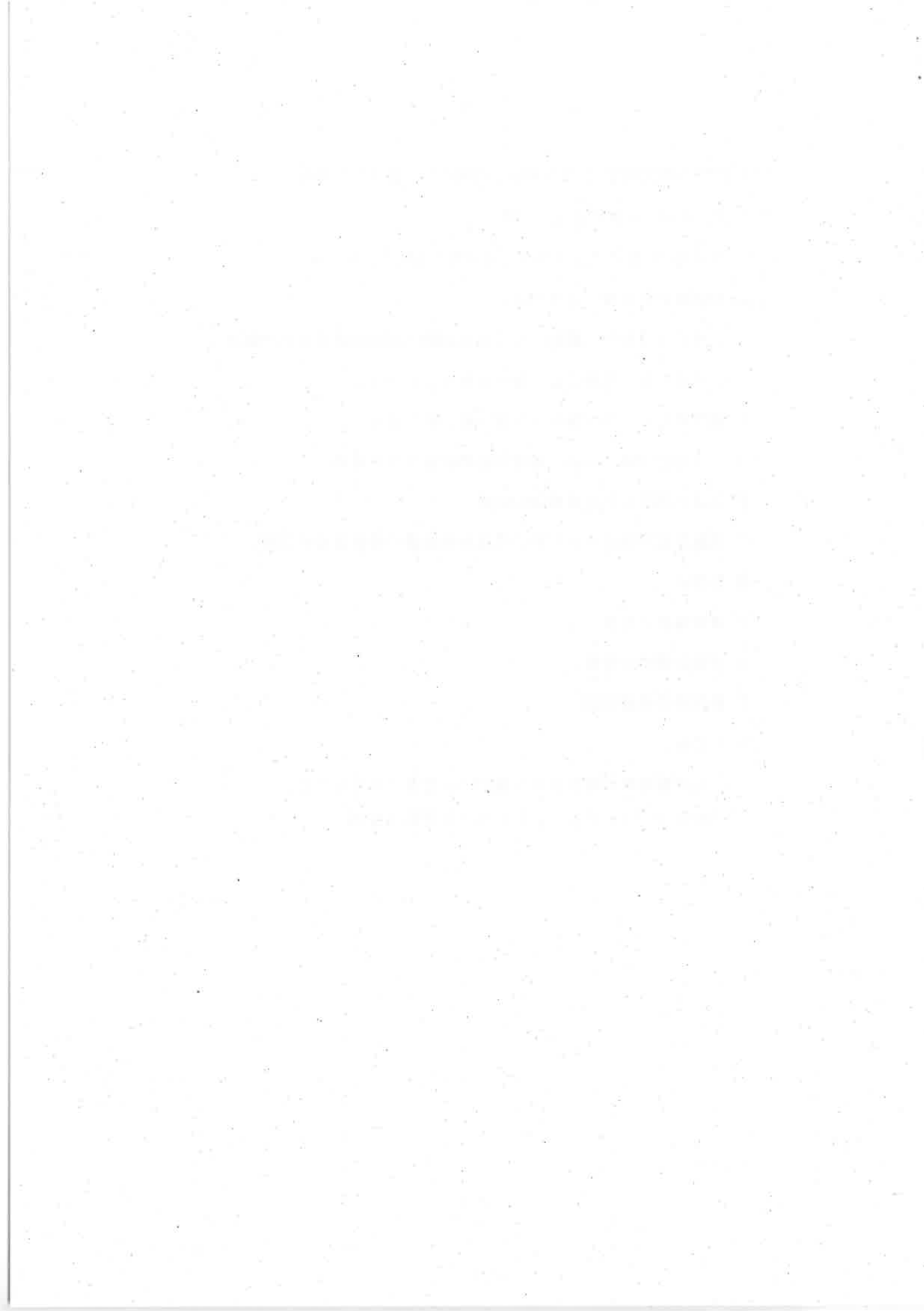
車両系荷役 運搬機械	作業計画の作成〔機械の種類・能力等〕	則 151・3	<input type="checkbox"/>
	作業指揮者の選任〔単独作業の場合を除く。作業主任者等が兼務することは可〕	則 151・4	<input type="checkbox"/>
	制限速度の定め〔地形、地盤の状態等に応じたものであること〕	則 151・5	<input type="checkbox"/>
	重機転落等の防止 □路肩の崩壊防止、地盤の不同沈下防止、幅員の確保 □誘導員の配置(合図を定めること)等(路肩・傾斜地等での作業)	則 151・6	<input type="checkbox"/>
	接触の防止 □立入禁止 □誘導員の配置(合図を定めること)等	則 151・7	<input type="checkbox"/>
土止め 支保工	構造〔設置箇所の形状、地質、地層、き裂、含水、湧水、凍結、埋設物等に応じた堅固なものであること〕	則 369	<input type="checkbox"/>
	組立図〔部材配置、寸法及び材質並びに取付け時期及び順序が示されていること〕	則 370	<input type="checkbox"/>
	部材の取付け〔則 371 条の措置が講じられていること〕	則 371	<input type="checkbox"/>
	点検〔設置後 7 日以内、中震以上の地震・大雨の後に実施すること〕 〔損傷、変形、腐食、変位、脱落の有無、切ばりの緊圧、接続部、交差部の状態〕	則 373	<input type="checkbox"/>
発破作業	有資格者の配置〔安衛令 20 条 1 号〕		<input type="checkbox"/>
	作業指揮者の選任及び職務内容〔則 319 条、320 条の職務〕	則 320	<input type="checkbox"/>
	作業基準〔則 318 条の措置が講じられていること〕	則 318	<input type="checkbox"/>
土石流対策	上流河川(土石流危険河川)及び周辺の調査・記録	則 575 条の 9	<input type="checkbox"/>
	土石流災害防止規程の策定(降雨量把握の方法、降雨・地震等が発生した場合に講ずる措置、土石流発生の前兆となる現象を把握した場合の措置、土石流が発生した場合の警報及び避難の方法)	則 575 条の 10	<input type="checkbox"/>
	降雨量の把握・記録〔作業開始前 24H、作業開始後 1H ごと〕	則 575 条の 11	<input type="checkbox"/>
	降雨時の措置〔監視人の配置、ワイヤーセンサー、振動センサー、光センサー、音響センサー等〕	則 575 条の 12	<input type="checkbox"/>
	警報設備〔サイレン、非常ベル、拡声器、回転灯等〕	則 575 条の 14	<input type="checkbox"/>
	避難用設備〔登り栈橋、はしご、仮設階段等〕	則 575 条の 15	<input type="checkbox"/>
	避難訓練〔開始後遅滞なく、その後 6 月以内ごとに 1 回〕	則 575 条の 16	<input type="checkbox"/>
仮設物等	足場・架設通路〔設置届該当の 有・無 / 届出日 年 月 日〕		<input type="checkbox"/>
	型わく支保工〔設置届該当の 有・無 / 届出日 年 月 日〕		<input type="checkbox"/>
	昇降設備の適切な設置	則 526	<input type="checkbox"/>
衛生関係	振動障害防止〔振動工具作業時間の基準・管理、保護具の使用〕		<input type="checkbox"/>
	騒音障害防止〔低騒音型の機械の使用、保護具の使用〕		<input type="checkbox"/>
	その他〔熱中症対策、蜂刺され対策等〕		<input type="checkbox"/>

提出書類等

(1) 届出の提出期限 仕事の開始の日の 14 日前までに提出

(2) 届出書類（安衛則第 91 条等）

- ① 様式第 21 号（建設工事・土石採取計画届）
 - ② 参画者の経歴書、資格の写し
 - ③ 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係が書かれた書面
 - ・ 付近見取り図等として提出されることがある。
 - ④ 建設等を行う建設物等の概要が書かれた書面
 - ⑤ 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す書面
 - ⑥ 工法の概要を示す書面又は図面
 - ⑦ 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す図面
 - ⑧ 工程表
 - ⑨ 有資格者一覧表
 - ⑩ 労働災害防止対策
 - ⑪ 緊急時の連絡体制
 - ⑫ その他
 - ・ 社内審査表が添付された場合には審査の参考とする。
- （参考 平成 12 年 6 月 13 日付け基発第 406 号）



石綿等の除去の作業を行う仕事等 事前チェックリスト

届出の際には「確認」欄に☑が記入されたものを労働基準監督署に持参してください

安衛則、則：労働安全衛生規則

届出等の種類	計画の届出	作業の届出		
届出対象については別添参照。				
大気汚染防止法に基づく届出の確認 特定建築材料が使用されている建築物を解体、改造又は補修する作業（特定建築材料＝吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材及び耐火被覆材）	対象	対象外	届出有無	教示

審査項目			確認	
書類審査	計画の届出	周囲の状況及び四隣との関係を示す図面	<input type="checkbox"/>	
		建設物の概要を示す図面	<input type="checkbox"/>	
		工事用の機械、設備、建設物の配置を示す図面	<input type="checkbox"/>	
		工法の概要を示す書面又は図面	<input type="checkbox"/>	
		労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面	<input type="checkbox"/>	
		工程表 石綿等の除去作業を行う具体的な時期を確認すること 時期変更等は確定時期の報告を指示すること。	<input type="checkbox"/>	
	作業の届出	様式第1号による届書 ・仕事の開始予定年月日等 当該仕事の行われる時期の記載	石綿則5条	<input type="checkbox"/>
		当該作業にかかる建築物又は工作物の概要を示す図面 ・除去する石綿等の箇所及び隔離又は立入禁止を行う場所の明記 [H17.3.18 基発第0318003号 H18.8.11 基発第0811002号]	石綿則5条	<input type="checkbox"/>
事前調査	石綿等の使用されている箇所及び使用状況の把握 【種類 吹き付け材(耐火用・吸音用) 保温材 耐火被覆材 断熱材]	石綿則3条	<input type="checkbox"/>	
	事前調査を行った者（令和5年10月1日施行） <input type="checkbox"/> 建築物石綿含有建材調査者 <input type="checkbox"/> 令和5年9月末までに日本アスベスト診断協会に登録されたもの		<input type="checkbox"/>	
掲示（事前調査、分析調査（実施した場合）） 調査終了年月日、調査方法、調査結果		石綿則3条	<input type="checkbox"/>	
作業計画の策定及び周知 <input type="checkbox"/> 作業の方法及び順序 <input type="checkbox"/> 石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法 <input type="checkbox"/> 作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法（使用機器、保護具、換気方法、廃棄物の処理方法 等々）		石綿則4条	<input type="checkbox"/>	
石綿等の除去に係る措置 <input type="checkbox"/> 隔離（負圧） <input type="checkbox"/> 隔離を解く場合の措置→吹付け石綿・保温材・耐火被覆材除去部分の湿潤化、資格者による確認、隔離空間内部の清掃など <input type="checkbox"/> 集じん・排気装置及び排気（開始後、作業中断時の点検）（能力（1時間に4回以上空気の入替え）） <input type="checkbox"/> 前室（負圧）、洗身室、更衣室 <input type="checkbox"/> グローブバック工法→作業個所の密閉、スモークテスト等による密閉確認、湿潤化		石綿則6条	<input type="checkbox"/>	

【石綿】

立入禁止 石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等が張り付けられた建築物又は工作物の解体等の作業を行う場合の、当該作業従事者以外の立入禁止措置の実施	石綿則7条	<input type="checkbox"/>
切断等の作業に係る措置 <input type="checkbox"/> 湿潤化 <input type="checkbox"/> 石綿切りくずの容器（蓋のあるもの）保管	石綿則13条	<input type="checkbox"/>
呼吸用保護具及び作業衣の性能（保護衣） <input type="checkbox"/> 隔離作業場所における電動ファン付き呼吸用保護具等（送気マスク） <input type="checkbox"/> 呼吸用保護具の必要数確保 <input type="checkbox"/> 石綿切断等作業時の作業衣の性能（保護衣）	石綿則14条	<input type="checkbox"/>
石綿作業主任者の選任（主）氏名（ ）	石綿則19条	<input type="checkbox"/>
特別教育（解体等の作業、封じ込め・囲い込みの作業）	石綿則27条	<input type="checkbox"/>
洗身設備、更衣設備等の設置	石綿則31条	<input type="checkbox"/>
運搬時の容器等 <input type="checkbox"/> 運搬、貯蔵時の飛散がない堅固な容器、確実な包装（フレコン等） <input type="checkbox"/> 容器・包装への石綿が入っていること、注意事項の表示	石綿則32条	<input type="checkbox"/>
保護具の管理 <input type="checkbox"/> 保護具等について、付着した物を除去後でなければ持ち出しをしないこと	石綿則46条	<input type="checkbox"/>
届出済、ばく露防止対策等の実施内容の掲示の有無 [H17.8.2 基安発第0802003号] 【「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（平成26年3月31日付）2-1-4(2)に基づき、周辺住民にも見やすい場所に掲示することとされている】		<input type="checkbox"/>
足場の材料、構造等		<input type="checkbox"/>

提出書類等

(1) 届出の提出期限

仕事を開始する日の14日前までに仕事を行う場所を管轄する労働基準監督署長あてに届出（2部）

(2) 提出様式

様式第21号（建設工事・土石採取計画届）

(3) 添付書類（安衛則第91条）

ア 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面

- ・ 工事区域を示した地図（道路、周囲の建物、人家等を含む）
- ・ 工事場所の平面図
- ・ 隣接する工区との関係等

イ 建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面

- ・ 解体等を行う建設物等の平面図、立面図及び断面図

ウ 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面

- ・ 集じん・排気装置の構造、性能、設備図等（算定根拠を含む）
- ・ 清掃作業用機械の構造、性能等
- ・ 薬剤塗布用機械の概要
- ・ 洗身設備及び更衣設備図
- ・ 上記の装置等の電源の確保方策
- ・ 労働者等への揭示例等

エ 工法の概要を示す書面又は、図面

- ・ 除去処理工法の概要（作業場所の隔離方法、天井等の作業の場合の足場の確保方法を含む）
- ・ 施工フロー図
- ・ 粉じんの発散抑止対策

【石綿】

- ・ 工事に使用した工具、設備等の清掃、管理の方策
 - ・ 除去処理後の廃棄物管理方法
 - ・ 足場を使用する場合はこの組立図（概要） 等
- オ 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面
- ・ 安全衛生管理計画
 - ・ 安全衛生管理体制及び施工体制
 - ・ 緊急時対策及び連絡体制
 - ・ 上記工の機械、設備等の保守・点検方法
 - ・ 作業記録に関する事項（記録様式、保存年限の確認等）
 - ・ 保護具 等
- カ 工程表
- ・ 作業工程表 等
- キ その他（必要に応じ求める）
- ・ 解体の建築物、構造及び現場の状況から、確認を必要とする事項等（例：第三者の立ち入り禁止の具体的な対策等々）
 - ・ 石綿の事前調査結果（分析結果等）の写し
 - ・ 石綿健康診断の受診状況
 - ・ 各種資格等の写し（石綿作業主任者、建築物石綿含有建材調査者、分析調査者、特別教育終了証等）

石綿を含有する建築物の解体等に係る届出について

石綿を含有する建築物の解体等を行う際には次の届出を行う必要があります。

	(レベル1) ・吹き付け石綿 (石綿含有仕上げ塗材を除く)	(レベル2) ・耐火被覆材 (ケイカル板2種) ・断熱材 (煙突、屋根折板) ・保温材	(レベル3) ・スレート ・石綿含有岩綿吸音板 ・Pタイル ・ケイカル板1種 ・サイジング ・石綿セメント板 ・石綿含有仕上げ塗材、下地調整剤
「工事計画届」 (14日前までに労働基準監督署長あて提出) <安衛法第88条第3項> ※建設業、土石採取業以外は作業届(作業開始前に提出)	○ (除去/封じ込め/囲い込み作業)	○ (除去/封じ込め/囲い込み作業)	—
「特定粉じん排出等作業届書」 (14日前までに都道府県知事等あて提出) <大防法第18条の15>	○ (除去/封じ込め/囲い込み作業)	○ (除去/封じ込め/囲い込み作業)	—
事前届出の実施 (工事着手7日前までに都道府県知事等あて提出) <建築リサイクル法第10条>	○ (特定建設資材への付着した吹き付け石綿等の有無や除去等の措置、その他計画届について届出書記記載)		
「事前調査結果の電子報告」 (工事開始前に労働基準監督署長あて提出) <石綿則第4条の2>	以下のいずれかに該当すれば、石綿含有有無によらず全件報告が必要。元請事業者が関係請負分をまとめて提出義務あり。 ・解体工事部分の床面積が80m ² 以上の建築物の解体工事 ・請負金額が税込み100万円以上の建築物の改修工事 ・請負金額が税込み100万円以上の特定の工作物(※令和2年厚生労働省告示278号に掲げる物)の解体・改修工事		

※法令や行政通達においては「レベル」に関する規定や定義はないことに留意。建設業労働災害防止協会「石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」における呼称であり、建設業界においても一般的に使用されていることから、便宜的に記載しているもの。なお、けい酸カルシウム板第1種の切断等時、仕上塗材の電動工具での除去時については、作業場所の隔離が必要となるなど同一レベル内でも規制が異なるものがあることに留意。

型わく支保工 事前チェックリスト

届出の際には「確認」欄に☑が記入されたものを労働基準監督署に持参してください

安衛則、則：労働安全衛生規則

審査項目		確認
添付書類及びその内容等	打設構造物の概要図面	<input type="checkbox"/>
	支保工の書面〔構造、材質、主要寸法がわかるもの〕〔材質は則 238 条、構造は則 239 条に適合〕	<input type="checkbox"/>
	設置期間がわかる書面〔設置期間： 年 月 日～ 年 月 日〕	<input type="checkbox"/>
	支保工の組立図、配置図〔各部材の配置、接合方法、寸法が示されていること〕	則 240 条 <input type="checkbox"/>
	強度計算書〔強度計算上最も不利と思われる部分〕 ・設計荷重は支保工が支持する重量に 150kg/m ² 以上の荷重を加えたものとする ・支柱、はり、はりの支持物の許容応力の値が則 241 条の値を超えないこと ・組み合わされた構造の支柱等は、メーカー指定の最大使用荷重を超えないこと ・支保工の上端に設計荷重×5/100（鋼管枠の場合は 2.5/100）に相当する水平荷重が作用しても安全な構造であること	則 240 条 3 項 則 241 条 則 240 条 3 項 則 240 条 3 項 <input type="checkbox"/>
	計画の作成参画者の資格がわかる書面	則別表 9 <input type="checkbox"/>
	型枠支保工の組立て等作業主任者が選任されることを示す書面	<input type="checkbox"/>
構造に関する共通事項	支柱の沈下防止措置〔敷角、コンクリート打設、くい打込み等〕	則 242 条 1 号 <input type="checkbox"/>
	脚部の滑動防止措置〔脚部の固定、根がらみの取り付け等〕	同条 2 号 <input type="checkbox"/>
	支柱の継手方法〔突合わせ継手、差込継手とすること〕	同条 3 号 <input type="checkbox"/>
	鋼材と鋼材の接合及び交差部の緊結方法〔ボルト、クランプ等の金具とすること〕	同条 4 号 <input type="checkbox"/>
	曲面（アーチ状、ドーム状の屋根等）型枠の浮き上がり防止措置〔控えの取付け等〕	同条 5 号 <input type="checkbox"/>
	水平材としての H 型鋼を使用する際の変形防止措置〔補強材の取付け〕 〔集中荷重により H 型鋼の断面が変形するおそれがある場合に限り〕	同条 5 号の 2 <input type="checkbox"/>
鋼管（パイプサポート）を除く	水平つなぎの取付け〔高さ 2m 以内ごとに 2 方向に設け、かつ、変位を防止すること〕	同条 6 号イ <input type="checkbox"/>
	支柱上端はり、大引きを載せる場合の措置〔鋼製の端板を取付け、はり、大引きと固定〕	同条 6 号ロ <input type="checkbox"/>
	設計荷重×5/100 の水平荷重が作用しても安全な構造であること	則 240 条 3 項 4 号 <input type="checkbox"/>
パイプサポート	パイプサポートの継ぎ数〔 本〕〔3 本以上継がないこと〕	則 242 条 7 号イ <input type="checkbox"/>
	パイプサポートの継ぎ方法〔4 以上のボルト又は専用の金具を用いること〕	同条 7 号ロ <input type="checkbox"/>
	高さが 3.5 m を超える場合、高さ 2 m 以内毎に水平つなぎを 2 方向に設け、かつ水平つなぎの変位防止措置	同条 7 号ハ <input type="checkbox"/>
	設計荷重×5/100 の水平荷重が作用しても安全な構造であること	則 240 条 3 項 4 号 <input type="checkbox"/>
鋼管わく	交差筋かいの取付け〔鋼管枠と鋼管枠との間に取付けること〕	則 242 条 8 号イ <input type="checkbox"/>
	水平つなぎの取付け〔最上層及び 5 層以内ごとの周囲、枠面、交差筋交方向に 5 枠以内ごとの箇所）に設け、かつ、変位を防止すること〕	同条 8 号ロ <input type="checkbox"/>
	布枠の取付け〔最上層及び 5 層以内ごとの枠面両端及び 5 枠以内ごとの箇所）に設けること〕	同条 8 号ハ <input type="checkbox"/>
	鋼管枠上端にはり、大引きを載せる場合の措置〔鋼製の端板を取付け、はり、大引きと固定〕	同条 8 号ニ <input type="checkbox"/>
	上記の措置のいずれかが欠けている場合、設計荷重の 2.5/100 の水平荷重が作用しても安全な構造であること	則 240 条 3 項 3 号 <input type="checkbox"/>
組立鋼柱	鋼柱上端はり、大引きを載せる場合の措置〔鋼製の端板を取付け、はり、大引きと固定〕	則 242 条 9 号イ <input type="checkbox"/>
	水平つなぎの取付け〔高さ 4m 以内ごとに 2 方向に設け、かつ、変位を防止すること〕	同条 9 号ロ <input type="checkbox"/>
	設計荷重×5/100 の水平荷重が作用しても安全な構造であること	則 240 条 3 項 4 号 <input type="checkbox"/>

【型枠支保工】

鋼 H型	支柱上端にはり、大引きを載せる場合の措置〔鋼製の端板を取付け、はり、大引きと固定〕	則242条9号の2	<input type="checkbox"/>
木材	高さ2m以内毎に水平つなぎを2方向に設け、かつ水平つなぎの変位防止措置	則242条10号イ	<input type="checkbox"/>
	木材を継いで用いる場合は、2個以上の添え物の使用	同条10号ロ	<input type="checkbox"/>
	梁、大引き上端に取付ける場合、添え物を用い、当該上端を、梁、大引に固定	同条10号ハ	<input type="checkbox"/>
	設計荷重×5/100の水平荷重が作用しても安全な構造であること	則240条3項4号	<input type="checkbox"/>
はりの構成するもの	はりの滑動、脱落防止措置〔両端を支持物に固定すること〕	則242条11号イ	<input type="checkbox"/>
	はりの横倒れ防止措置〔はりとはりの間につなぎを設けること〕	同条11号ロ	<input type="checkbox"/>
保工 段状の型わく支	敷板、敷角を2段以上はさまないこと〔やむを得ない場合を除く〕	則243条1号	<input type="checkbox"/>
	敷板、敷角を継ぐ場合の措置〔緊結すること〕	同条項2号	<input type="checkbox"/>
	支柱の固定〔敷板、敷角に固定すること〕	同条項3号	<input type="checkbox"/>

提出書類等

- (1) 届出の提出期限 設備の設置工事着手日 30 日前までに提出
- (2) 届出書類（安衛則第 86 条等）
 - ① 様式第 20 号（建設物・機械等 設置・移転・変更届）
 - ② 参画者の経歴書、資格の写し
 - ③ 設置箇所が書かれた書面
 - ・ 付近見取り図等
 - ④ 種類、用途が書かれた書面
 - ⑤ 構造、材料、主要寸法が書かれた書面
 - ・ 部材等明細書、必要に応じて製品カタログ、仮設工業会の認定番号リスト等
 - ⑥ 組立図
 - ・ 立面図、平面図、断面図、詳細図等
 - ・ 型わく支保工の構造、寸法、材料
 - ・ アンカー等の固定方法、斜材の取付けによる水平荷重の支持方法
 - ・ 水平つなぎの設置とその変位防止措置
 - ⑦ 配置図
 - ・ 型わく支保工の配置が分かるもの
 - ⑧ 計算書
 - ⑨ 有資格者一覧表
 - ⑩ 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面
 - ⑪ 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面（図面等）
 - ⑫ 緊急時の連絡体制
 - ⑬ その他
 - ・ 工程表（支保工の組立・解体の時期を記載）や社内審査表